

経済を見る眼

伊藤隆敏

日本・フィリピンの経済連携協定が、農業と人の移動の問題で難航している。報道によると、フィリピン政府はフィリピン人の看護師、介護士が日本で働けるように、要求しているのに対して、日本政府は、日本人と同じように日本語で試験を受けて合格することを条件に、1000人まで認めるという回答をしている。看護師というのであれば、ある程度の日本語能力は必要であり、また試験を通ることを要求すること、私はやむをえないと思う。ただし、そこまで厳しい条件をつけるのであれば、1000人という数量上限を定めることは不要だし、フィリピンでの経験者であれば(実技)研修を短縮することもありえよう。むしろ看護師、介護士の要求については、積極的にこれを受け入れるように努力するのが、今後の日本経済の活性化のために必要なことである。

外国人労働者で活性化！ 看護師か「芸能人」か

フィリピン人の看護師、介護関連資格者、ベビーシッターや家事手伝いなどは、今後少子高齢化の波をかぶる日本経済の活力を保つために、いちばん必要な職種ではないか。しかも、家事負担、親の介護負担、子育て負担などの軽減を通じて、女性の出産意欲とキヤ

リア継続の両立を支援するものだ。たとえば、日本で働く外国新聞社の女性記者は、フィリピン人家事手伝いを連れてくることができる。ところが、日本人女性記者(のみならず働く日本人女性すべて)は家事手伝いを外国から呼び寄せることはで

きない。安価に家事手伝いや両親介護を支援してもらおう仕組みがないために、出産をあきらめるキヤリア日本人女性も多い、と私は考えている。介護関連資格については、さらに状況は厳しい。「介護」(例、ヘルパー、介護福祉士)が在留資格になっていないのである。理学療法士や作

業療法士などの、医療関係のさまざまな「資格」においても、日本語ができて資格を持つ外国人を差別すべきではない。むしろ日本語習得を支援してでも増加を図るべきである。過疎地では、医師不足、看護師不足が、すでに深刻な問題となっている。2000年には勤労者(15〜64歳)約4人が退職者(65歳以上)1人を支えていた。これが2030年には勤労者2人が退職者1人を支えることになる。十分な医療関係者を確保できなければ、待ち時間を含めた医療サービスの質の低下、さらに健康保険料・介護保険料の高騰につながる。外国人が増加すると犯罪が増えるのでは、と心配をする人もいる。統

計をよく見ると、外国人犯罪増加の主な理由は、就学生、留学生在にある。彼らは就業が認められない在留資格に分類されているものの、週20時間までは合法的にアルバイトができる。そこが問題で、もともとアルバイト収入を当てに就学し、結局犯罪に走るケースが急増した。就学生、留学生は、大学でのティーチング補助職などを除きアルバイト禁止にすることが、良質の留学生を確保し、かつ外国人に対する偏見を取り除くために必要だ。つまり、外国人労働者を受け入れるかどうか、を議論するのではなく、どのような外国人労働者を受け入れるか、を議論すべきだ。

実は日本にも外国人は多数入ってきている。就労が認められる在留資格の種類で見ると、02年実績で、14万5000人の入国者数のうち、「興行」(例、演劇、演芸、歌謡、舞踏、演奏、スポーツ等の興行にかかわる活動)資格が12万3000人(85%)、一方「医療」はたったの4人である。また、アメリカ国務省の04年版「人身売買報告書」では、日本は要監視国に指定されてしまった。日本は、「芸能人」の入国には甘くて、医師・看護師などは拒否しているのである。これが、国益にかなうとは思えない。